#### 四街道市ネーミングライツ事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が所有する公共施設(以下「公共施設」という。)へのネーミングライツ事業の実施及び運用に関し、四街道市広告事業実施要綱(平成21年告示第201号。以下「要綱」という。)及び四街道市広告掲載基準(平成21年12月1日。以下「基準」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ による。
- (1) 事業者等 法人又は法人により構成されたグループをいう。
- (2) 命名権 事業者等が公共施設の愛称を決定する権利をいう。
- (3) ネーミングライツ事業 公共施設の命名権を付与された事業者等(以下「ネーミングライツ・パートナー」という。)から、その対価(以下「ネーミングライツ料」という。)を得る事業をいう。

## (対象となる公共施設)

- 第3条 ネーミングライツ事業の対象となる公共施設は、スポーツ施設、文化施設等、 広く市民等に利用されている施設を対象とする。
- 2 対象となる公共施設にネーミングライツ事業を導入するときは、四街道市広告事業 推進本部要綱(平成22年5月6日)に定める四街道市広告事業推進本部の承認を得 るものとする。

# (愛称の基準)

- 第4条 ネーミングライツ事業により使用する愛称は、企業名や商品名等を冠したもので市民等が親しみやすい愛称とする。
- 2 次の各号のいずれかに該当する愛称は使用することができない。
- (1) 要綱第3条に掲げる事項に該当するもの
- (2) 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 前各号に掲げるもののほか、公共的な施設の愛称として適当でないと市長が認めるもの
- 3 ネーミングライツ事業は、公共施設に愛称を冠するに留まり、条例で定められた名 称は変更しないものとする。
- 4 市長は、命名権の付与期間において、必要があると認めるときは、条例で定められ た名称を使用することができる。

#### (募集)

- 第5条 市長は、ネーミングライツ・パートナーの募集に当たっては、次に定めるところにより行うものとする。
  - (1) ネーミングライツ・パートナーは、市ホームページ等により広く募集するものとする。

(2) ネーミングライツ・パートナーの募集に関し、必要な事項については、対象となる 公共施設ごとの募集要領によるものとする。

#### (応募できない事業者等)

- 第6条 次の各号のいずれかに該当する事業者等は、ネーミングライツ事業に応募する ことができない。
- (1) 基準第3条に該当するもの
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により一般競争入札の参加の資格がないもの
- (3) 当市から指名停止を受けているもの
- (4) 市税その他の租税を滞納しているもの又は正当な理由なく市に対する債務を履行していないもの
- (5) その他市長が適当でないと認めるもの

#### (審査機関)

- 第7条 第5条第1項第2号の規定に基づく募集要領及びネーミングライツ・パートナーの選定、愛称、ネーミングライツ料その他の審査を行うため、ネーミングライツ事業に係る審査委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。
- 2 委員会の組織及び運営に関し、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

## (決定)

第8条 市長は、委員会の審査の内容及び結果を尊重し、ネーミングライツ事業に関する事項について決定するものとする。

## (愛称の普及等)

第9条 市長は、決定された公共施設の愛称について、市の広報誌やホームページ等を 通じ、広く市民等に対し、愛称の普及及び定着に努めるものとする。

## (施設管理者との協議)

第10条 市長は、ネーミングライツ事業を導入する公共施設が地方自治法(昭和22年法律第67号)に定める指定管理者若しくは民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年7月30日法律第117号)に定める運営権者により運営されているときは、指定管理者若しくは運営権者と必要な事項について協議するものとする。

#### (その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

# 附則

この要領は、平成29年1月16日から施行する。